
農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

令和5年9月

三 川 町

目 次

はじめに	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1 本町の農業の現状	
2 経営体育成の必要性	
3 経営体育成の方向	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保	
(2) 新たに農業経営を営もうとする人材の育成・確保	
(3) 集落営農組織の育成と農業経営の法人化	
4 分野別推進方向	
(1) 認定農業者等の育成・確保	
(2) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進	
(3) 野菜、花き等の園芸作物の生産拡大	
(4) 畜産業の経営改善	
(5) 環境に配慮した農業の推進	
(6) 6次産業化・流通販売の推進	
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	8
1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式、経営管理の方法等の指標	
2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	
第3 農業を担う者の育成・確保に関する事項	9
1 農業を担う者の育成・確保の考え方	
2 本町が主体的に行う取り組み	
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	

- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・11
 - 1 農用地の利用の集積に関する目標
 - 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・12
 - 1 地域計画の協議の場の設定
 - 2 利用権設定等促進事業に関する事項
 - (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - (2) 利用権の設定等の内容
 - (3) 開発を伴う場合の措置
 - (4) 農用地利用集積計画の策定時期
 - (5) 要請及び申出
 - (6) 農用地利用集積計画の作成
 - (7) 農用地利用集積計画の内容
 - (8) 同意
 - (9) 公告
 - (10) 公告の効果
 - (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
 - (12) 紛争の処理
 - (13) 農用地利用集積計画の取消し等
 - 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
 - (2) 区域の基準
 - (3) 農用地利用改善事業の内容
 - (4) 農用地利用規程の内容
 - (5) 農用地利用規程の認定
 - (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - (7) 農用地利用改善団体の勸奨等
 - (8) 農用地利用改善事業の指導、援助農用地利用改善事業の指導、援助

4	農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
	(1) 農作業の受委託の促進	
	(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等	
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
	(1) 農用地の利用度の向上	
	(2) 関連施設の推進	
	(3) 推進体制等	
第6	その他	28
別紙1	(第2の1関係)	29
別紙2	(第2の1関係)	33
別紙3	(第5の2の(1)⑥関係)	34
別紙4	(第5の2の(2)関係)	36

は じ め に

平成5年8月に制定された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「法」という。）では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために、育成すべき農業経営の目標を明確化し、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営の基盤の強化を促進するための措置を講じることとしている。

また、山形県（以下、「県」という。）では、法の規定に基づき、効率的かつ安定的な農業経営のあるべき水準等を大局的な観点から示すため、平成6年2月に「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下、「県基本方針」という。）」を策定し、以降、平成12年1月、平成18年5月、平成22年3月、平成25年3月、平成26年6月、平成28年4月、平成31年3月及び令和2年11月、令和4年1月、令和5年4月に見直しを行っている。

このたび、本町では、「県基本方針」の令和5年4月の見直しに合わせて、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、「基本構想」という。）」の改定を行い、効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農地中間管理機構の機能等を発揮した農用地の利用の集積・集約化や、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するものである。

なお、今回の改定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく法改正に伴う一部見直しであることから、県基本方針に合わせて、期間を「令和9年まで」とする。

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町の農業の現状

本町は、県の北西部、全国有数の穀倉地帯である庄内平野のほぼ中央に位置し、四季の変化に富む豊かな自然環境に恵まれ、米を基幹作物としながら園芸作物、畜産と多様な生産活動が展開されており、食糧供給基地としての確かな地位を築いてきたところである。

本町の農業構造は、昭和35年から44年までの10年間は高度経済成長の影響により都市部への人口流出が進み、その後は米をはじめとする多くの農産物の販売価格の低迷による農業収入の伸び悩みを背景にして、農家数の減少と営農の兼業化が進行してきた。また、農業就業人口割合は減少を続け、農業労働力の高齢化が進み、さらに経営規模においては10ha前後の農家の比率が増加し、その拡大が進んでいる。

農業は、農産物生産による所得及び雇用機会の創出という経済効果のみならず、地域の食品、機械、流通産業等とも結びつきが強く、また、他産業に及ぼす波及効果が大きいことから、本町を含む地域経済を支える重要な産業となっている。さらに、農村地域は、豊かな自然環境を基礎に、食料の安定供給や居住・余暇空間の提供のほか、地域の均衡ある発展を図るうえで重要な機能を果たしている。

このような状況の下、本町の農家は、農産物の安全・安心への取り組みと生産コスト低減に努めつつ、特別栽培米等の特色ある米づくりや複合経営に積極的に取り組み、農業所得の向上を目指し、健全な経営体質を築くことにより、本町の存立基盤としての農業を活力と魅力ある産業として位置付け、その確立を図る必要がある。また、農業・農村のもつ多面的な機能を発揮し、効率的かつ安定的な農業経営を中心として、農産物等の地域資源を活用した6次産業化など、さまざまな取り組みを地域ぐるみで展開しながら農業・農村の振興を図っていくことが重要である。

2 経営体育成の必要性

人口の減少や高齢化により国内の消費市場の縮小が予想される中、農業をめぐるっては、食の安全・安心への関心の高まり、中食や外食等食生活の多様化、担い手の減少や高齢化が進んでいる。

このような状況下において、本町の基幹産業である農業のさらなる発展と、農村の活性化を図るためには、消費者ニーズに的確に対応できるような優れた経営感覚と技術を持つ経営体を数多く育成していくことが重要であり、農業経営体は、規模や作目・品種構成の面において安定的なものであるとともに、多様な市場の中において生産物の安定的な販路を確保していくことが必要である。さらに、農産加工や産地直売、食品製造業者等と連携した新商品開発など農業を起点とする農商工連携や6次産業化なども含めた多様な経営に取り組むことが重要である。

本町としては、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に重点化されたことを踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、認定農業者等への誘導とその拡大を図っていく必要がある。併せて、農業経営収入保険への加入を促進し、足腰の強い農業経営の実現を図っていく必要がある。

3 経営体育成の方向

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき農業経営体の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）の機能等を発揮した農用地の利用の集積・集約化や、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

また、地域計画の策定・見直しを通じ、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保等を図ることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

（1） 効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保

ア 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営において、地域その他産業従事者並の年間総労働時間（専業的農業従事者1人当たり概ね1,900時間）で、生涯所得を実現し得る年間農業所得（専業的農業従事者1人当たり概ね400万円）を確保することを基本としながらも、立地条件や農業生産条件等を考慮した年間農業所得の確保にも配慮し、効率的かつ安定的

な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(専業的農業従事者1人当たり)

年間総労働時間	年間農業所得
概ね1,900時間	概ね400万円

イ 認定農業者の現状と育成・確保

本町の認定農業者数は、令和5年3月末時点で189経営体であり、体力の減退や高齢化等を理由に再認定を申請しないケースも増えてきており、近年は年々減少してきている。

このような状況を改善し、強い農業を展開していくため、県、農業委員会ネットワーク機構、三川町農業委員会（以下、「農業委員会」という。）、庄内たがわ農業協同組合（以下、「農協」という。）、農地中間管理機構等の関係機関と連携して、生産技術や営農改善等に関する情報提供や助言、各種研修会開催の周知等を行うとともに、機械導入や施設整備等に対する助成事業や融資制度の積極的な活用を支援することで、さまざまな角度から個々の経営体の経営基盤の強化を推進する。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者に対しては、経営改善計画の作成支援等を行うことにより、積極的に認定農業者に誘導し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする人材の育成・確保 =認定新規就農者=

ア 新規就農者の現状と育成・確保

本町の新規就農者は、令和5年3月末現在、6経営体であり、認定新規就農者は少ない状況が続いている。しかしながら、認定新規就農者にならずに新規就農する方や、若くして親族から農業経営を継承する若手農業者も出てきている。

こうした中、政府が掲げる新規就農者の倍増（令和5年度までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという政策目標）を踏まえ、県では農林水産業の発展を支える人材を確保するため、新規就農者数の目標（令和6年度から令和

9年度までの4年間の累計)を1,620人とし、この目標達成に向けて、就農段階に応じたきめの細かい支援策を推進するとしており、本町においても、新規就農者の確保に向けて、関係機関と連携した就農段階に応じた支援等を継続する。

イ 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とする。

具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、(1)で定める年間総労働時間(専門的農業従事者1人当たり概ね1,900時間)、及び農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として(1)で定める農業所得(専門的農業従事者1人当たり概ね400万円)の5割以上を目標とする。

(専門的農業従事者1人当たり)

年間総労働時間	年間農業所得 (農業経営開始から5年後)
概ね1,900時間	200万円以上

(3) 集落営農組織の育成と農業経営の法人化

農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化が見込まれる地域においては、農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方として、特定農業団体等の集落営農組織の育成を推進し、これら組織の実効性ある法人化の促進に向け、地域の実情に即し支援する。

集落営農の組織化等については、地域農業の発展・活性化の視点に配慮しながら、組織づくりの段階から経営の効率化、法人化の段階まで、各組織の経営の発展段階に応じて、山形県農業経営・就農支援センター(以下、「農業経営・就農支援センター」という。)による専門家派遣や農協、県(庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課(以下、「普及課」という。))等関係機関との連携による支援を行う。

また、異業種等から農業に参入する法人については、地域の合意形成を前提として、県と連携のうえ、円滑な参入と定着に向けて必要な支援や情報提供を行う。

4 分野別推進方向

これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態を踏まえつつ、地域

農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし、以下の施策を重点的に推進する。

(1) 認定農業者等の育成・確保

経営改善計画の着実な達成に向けて、県普及課や農協等の協力を得ながら専門家による個別課題に対応した指導・助言を行うとともに、各種事業や制度資金等による支援や情報提供を行う。

また、新規就農者については、県普及課と連携して就農相談から営農定着までの就農段階に応じた必要な支援を継続するとともに、新規参入者に対しては関係機関の協力のもと、円滑な農用地確保に努める。

なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、経営体に対して県普及課等が開催する各種研修事業への参加を促し、情報収集に努めていただく。

(2) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進

土地利用型農業のより一層の規模拡大、あるいは稲作と畑作物等との複合化を推進するため、連担した形での農用地の利用集積を図る。

また、県普及課等の協力を仰ぎながら、地域条件や地域特性に合った適地適作を基本とする品種構成、個別の経営内容に即した品種や栽培方法の組み合わせ、低コスト化のための技術の開発・普及、土壌改良、地域輪作体系の導入及びほ場の畑地化等の農業生産基盤の整備等を、相互に十分連動させながら推進する。

なお、県や農協等と連携して、主食用米に加え、加工用米や飼料用米、新市場開拓用米など消費者や実需者などの多様なニーズに応じた売れる米づくりを推進する。

さらに、大豆、そば等については、収量増加・品質向上に向けた新技術の普及拡大に努めるとともに、水田フル活用を推進する。

加えて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者、農業法人及び集落営農組織等による農作業受委託等を支援し、省力・低コスト化を推進することにより、これらの経営発展を図る。

(3) 野菜、花き等の園芸作物の生産拡大

周年的な安定生産と水田転換畑を有効活用する土地利用型野菜等の生産拡大に

向け、国・県の協力のもと、機械や設備等の生産基盤の整備を推進するとともに、関係機関と連携して技術向上・経営改善に向けた必要な支援に努める。

(4) 畜産業の経営改善

畜産農家の経営継続のため、耕畜連携による自給飼料の拡大による低コスト化、安全安心な飼料の確保等を図り、経費の節減、高品質な畜産物の生産、生産環境の改善による生産性の向上を推進する。また、周辺環境に配慮した経営に努め、周辺農家との諸課題の解決に向けた取り組みを推進する。

(5) 環境に配慮した農業の推進

県産・本町産の農産物に対する消費者の信頼性向上に向けて、環境保全型農業や農業生産工程管理手法の導入など、安全・安心な農産物の生産を一体的に推進する。

(6) 6次産業化・流通販売の推進

農業者自ら、あるいは食品製造業者等との連携による加工食品の商品開発や販路の開拓・拡大に向けた取り組みへの支援等により、県産・本町産の農産物を活用した6次産業化を推進する。また、生産・流通・販売の段階において農産物の差別化・ブランド化を進め、国内外での販路・販売の拡大を推進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式、経営管理の方法等の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営体の指標として、本町における主要な営農類型ごとに、別紙1及び別紙2のとおりである。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、1の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、第1の3の（2）のイに示したような目標（年間総労働時間（専業的農業従事者1人当たり概ね1,900時間）、年間農業所得（専業的農業従事者1人当たり概ね400万円）の5割以上）の達成が可能となるよう、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

第3 農業を担う者の育成・確保に関する事項

1 農業を担う者の育成・確保の考え方

本町農業の維持・発展のため、高い志しと経営感覚を持ち、効率的かつ安定的な経営ができる人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県普及課、農協等と連携して、研修・指導の一層の充実やきめ細やかな相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地・農業用機械の取得や青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる耕種間の労働力の活用等を促す。

併せて、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供等を行う。

2 本町が主体的に行う取り組み

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及課や農協等関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修案内、必要となる農用地等の紹介・あっせんや農業用機械等の確保・資金調達に向けたサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面のさまざまな相談に対応できるよう、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定新規就農者から認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農協、農地中間管理機構、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理を行いながら、関係機関による就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

ア 県及び農業教育機関は、就農等希望者に対する必要な情報提供や相談対応を行うほか、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の機会を提供する。

イ 農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、農協、農地中間管理機構は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農用地等に関する相談対応、農用地等に関する情報の提供、農用地等の紹介・あっせん等を行う。

ウ 地域計画の作成区域は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2に規定する三川町農業再生協議会（以下、「再生協議会」という。）と連携して、作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、県や農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用の集積に関する目標

本町全体の農用地面積に占める効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）の利用集積面積（所有面積、借入面積及び水稲においては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積の合計面積）の割合については、令和4年度時点で80%を超えているが、地域での話し合いを基に、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進め、令和9年度における目標を90%と設定する。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標を達成するため、再生協議会を活用し、町、農業委員会、農地中間管理機構、農協及び土地改良区等の関係機関・団体と連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手＝地域計画において目標地図に位置付けられた経営体。）の状況に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農用地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用の集積の取組を促進する。

本町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効率的かつ計画的に展開されるよう、地域計画の作成・見直しにより、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、面としてまとまった形での農用地の集積を加速するために、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、法人化を促進する取り組みを行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、法第5条第2項の規定に基づく「県基本方針」を踏まえつつ、本町の農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。具体的には、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項に規定する農業者等による協議の場の設置、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 利用権設定等促進事業に関する事業
- ③ 農用地利用改善事業（農用地に関し権利を有する者の組織する団体が農用地の利用に関する規定で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業をいう。以下同じ。）の実施を促進する事業
- ④ 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえ、次の事項に配慮しながら、重点的に実施するものとする。

なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として、地域で重点的に実施する事業と連携して積極的な取り組みを行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、認定農業者をはじめとする地域計画の中心的な経営体（以下、「認定農業者等」という。）を中心に、担い手への利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で遊休化するものが発生するおそれのある地域には、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させる。これによって、担い手不足となることで懸念される耕作放棄地の発生防止に努める。

1 地域計画の協議の場の設定

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、本町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の会合を積極的に活用して周知を図る。

参加者については、本町、県、農協、庄内赤川土地改良区（以下、「土地改良区」という。）、並びに農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構の農地相談員、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せの対応を行うため、相談窓口を三川町役場産業振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定する。そのうえで、さまざまな努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本町は、地域計画の策定にあたって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農協及び土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人又は新規就農者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するために利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のすべて（新規就農者にあつては、（ア）、（イ）及び（ウ）、農地所有適格法人にあつては、（ア）、（ウ）、（オ）及び（カ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の

すべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) 利用権の設定等を受ける農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(エ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(オ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(カ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（オ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するために利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農協等が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において、農協等が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第7条第1項に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定を受ける場合又は独立行政法人農業者年金法（平成14年法律第127号）附則第6条第

1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下、「旧法」という。）第 1 8 条第 2 項第 6 号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農協等、その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 4 年政令第 3 5 6 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 5 5 年政令第 2 1 9 号。以下、「旧政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

エ その者が法人である場合にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人ではないこと。

オ その者が個人である場合にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人の構成員でないこと。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず

利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うために農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようになるものとする。いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農用地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙3のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農協等及び同法72条の10各号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ相当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙4のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下、「基本要綱」という。）旧様式第7号に定める様式による開発事業計画書の提出を求める。
- ② ①の開発事業計画が提出された際には、次に掲げる要件に適合すると認めると

きに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本町は、法第6条の規定による「基本構想」の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)に定める申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、本町に農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団

化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農協等は、別に定める様式により、本町に農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農協からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定める。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定める。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に規定する者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定める。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、

地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する農用地等について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（農用地等の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における農用地等の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借による権利を解除する旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、本町に報告しなければならないこと。
- ウ その者が、賃借権又は使用貸借による権利を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ） 原状回復の費用の負担者
- （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- （オ） その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- （８） 同意
- 本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する農用

地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る農用地等について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該農用地等について所有権を有する者の同意については、当該農用地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならないものとする。

（９） 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告しなければならない。

なお、本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行ったときは、その旨を公告しなければならない。

（１０） 公告の効果

本町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１） 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

（１２） 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後において、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

（１３） 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによることにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必

要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告しなければならない。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善団体の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1から数集落）とするものとする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下、「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど旧政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定

農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積を図るものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下、「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① ((5)の②の認定を受けた団体(以下、「認定団体」という。))は、当該認定団体が行う農用地利用事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要と認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含

む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、県普及課、農業委員会、農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの関係する機関団体が一体となって総合的かつ重点的な支援協力が行われるように努めるものとする。

4 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農協等その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- キ 農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進

(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等

農協等は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、関係機関と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農用地の利用度の向上

本町は、不作地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、農協等、農地中間管理機構、再生協議会及びその他農業に関する団体と協力して、低利用農用地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進する。

(2) 関連施策の推進

本町は、農業生産基盤整備、地力の維持増進、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆きゅう肥、副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努める。

さらに、本町水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、望ましい経営の育成を図り、農業経営基盤の強化の促進に資するために各種助成事業を実施する。

このほか、本町は、1から4までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮し、農業経営基盤強化の円滑な活動を促進するよう努める。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、県関係機関、農協等、土地改良区、その他関係団体と連携しながら、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10

年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を作成し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地の利用集積を推進するものとする。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農協等、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(1) 主たる経営者1人当たりの農業所得 400万円以上営農類型 (トップランナー)

No.	営農類型	経営規模	農業所得等	主な留意事項等
1	水稲+えだまめ+ねぎ+大豆 【水稲+野菜】	経営規模 =24.0ha 水稲 = 13.8ha えだまめ(茶豆) = 2.0ha 軟白ねぎ = 0.1ha 大豆 = 8.0ha	主たる経営者の農業所得 5,395千円 ◇販売金額 32,218千円 ◇農業所得 10,789千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 1,181千円 ・補助的従事者 4人	○水稲、大豆(2戸共同)の乾燥調製は自己完結 ○えだまめは機械定 ○軟白ねぎは育苗ハウス後作
2	水稲+大豆+そば 【土地利用型作物】	経営規模 =100.0ha 水稲(移植) =20.0ha (乾田直播)=40.0ha 大豆 =20.0ha そば =20.0ha	主たる経営者の農業所得 4,580千円 ◇販売金額 100,635千円 ◇農業所得 27,478千円 ・基幹的従事者 6人 ◇支払労務費 1,128千円 ・補助的従事者 6人	●スマート農業技術(直進キープ田植機) ○集落営農法人を想定 ○乾燥調製は自己完結
3	水稲+大豆+庄内柿+干し柿 【水稲+果樹+加工】	経営規模 =18.0ha 水稲 = 9.9ha 大豆 = 7.0ha 庄内柿 = 1.0ha 干し柿 =40,600個	主たる経営者の農業所得 4,202千円 ◇販売金額 26,661千円 ◇農業所得 8,403千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 890千円 ・補助的従事者 2人	○水稲、大豆(2戸共同)の乾燥調製は自己完結 ○柿はL玉以上の4割を贈答。 M玉は干し柿の原料。 ○干し柿加工は全自動皮むき機、温風乾燥機を導入
4	水稲+ストック+トルコぎきょう+大豆 【水稲+花き】	経営規模 =12.3ha 水稲 = 7.0ha ストック = 0.1ha トルコぎきょう=0.1ha 大豆(委託)=5.0ha	主たる経営者の農業所得 4,883千円 ◇販売金額 14,342千円 ◇農業所得 4,883千円 ・基幹的従事者 1人 ◇支払労務費 590千円 ・補助的従事者 3人	○水稲は共同乾燥調製施設利用。 主要機械は2戸共同利用 ○ストックは秋出し無加温栽培 ○トルコぎきょうは無加温7~9月出し栽培
5	水稲+ミニトマト+ハウスメロン+大豆 【水稲+野菜】	経営規模 =10.8ha 水稲 = 6.0ha ミニトマト = 0.2ha ハウスメロン = 0.2ha 大豆(委託) = 4.4ha	主たる経営者の農業所得 4,495千円 ◇販売金額 16,613千円 ◇農業所得 4,495千円 ・基幹的従事者 1人 ◇支払労務費 1,316千円 ・補助的従事者 4人	○水稲は共同乾燥調製施設利用 ○ミニトマトはメロンの後作、ハウス抑制栽培 ○ハウスメロンは早熟栽培

No.	営農類型	経営規模	農業所得等	主な留意事項等
6	水稲+メロン+ストック+飼料用米 【水稲+野菜+花き】	経営規模 = 8.0ha 水稲 = 4.5ha メロン (トンネル栽培) = 0.3ha (ハウス早熟) = 0.1ha ストック = 0.14ha 飼料用米 = 3.0ha	主たる経営者の農業所得 5,019千円 ◇販売金額 15,303千円 ◇農業所得 5,019千円 ・基幹的従事者 1人 ◇支払労務費 923千円 ・補助的従事者 4人	○水稲、飼料用米(専用種)は共同乾燥調製施設利用。主要機械は2戸共同利用 ○ストックはハウス早熟メロンの後作
7	アルストロメリア+水稲+大豆 【花き+水稲】	経営規模 = 7.5ha アルストロメリア = 0.3ha 水稲 = 4.0ha 大豆(委託) = 3.0ha	主たる経営者の農業所得 4,051千円 ◇販売金額 25,014千円 ◇農業所得 8,101千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払雇用費 1,290千円 ・補助的従事者 2人	○アルストロメリアは周年出荷 ○水稲は共同乾燥調製施設利用。主要機械は2戸共同利用 ○大豆は法人等へ特定作業委託
8	ダリア+水稲+飼料用米 【花き+水稲】	経営規模 = 7.5ha ダリア = 0.2ha 水稲 = 4.2ha 飼料用米 = 3.0ha	主たる経営者の農業所得 4,215千円 ◇販売金額 15,675千円 ◇農業所得 4,215千円 ・基幹的従事者 1人 ◇支払労務費 1,116千円 ・補助的従事者 3人	○水稲、飼料用米は共同乾燥調製施設利用。主要機械は2戸共同利用
9	繁殖牛+水稲+飼料作物 【畜産+水稲】	飼養規模 繁殖牛 = 54頭 経営規模 = 31.0ha 水稲 = 6.0ha 稲 WCS = 5.0ha 牧草 = 20.0ha	主たる経営者の農業所得 4,224千円 ◇販売金額 50,538千円 ◇農業所得 8,447千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 2,839千円 ・補助的従事者 2人	●スマート農業技術(発情発見装置) ●省力新技術(簡易放牧) ○水稲は共同乾燥調製施設利用
10	酪農+飼料作物 【畜産+飼料作物】	飼養規模 経産牛 = 60頭 経営規模 = 12.0ha 牧草 = 12.0ha	主たる経営者の農業所得 5,648千円 ◇販売金額 66,440千円 ◇農業所得 11,295千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 276千円 ・補助的従事者 1人	○育成牛は自家育成 ○牧草はロール・ラップサイレージ体系
11	きゅうり 【野菜専作】	経営規模 = 0.5ha きゅうり (半促成) = 0.26ha (抑制) = 0.26ha	主たる経営者の農業所得 4,036千円 ◇販売金額 17,845千円 ◇農業所得 4,036千円 ・基幹的従事者 1人 ◇支払労務費 1,903千円 ・補助的従事者 3人	○パイプハウスによる年2作栽培

No.	営農類型	経営規模	農業所得等	主な留意事項等
12	トマト 【野菜専作】	経営規模 =1.27ha 夏秋トマト =0.94ha 周年栽培 (環境制御) =0.33ha	主たる経営者の 農業所得 4,611 千円 ◇販売金額 66,779 千円 ◇農業所得 9,221 千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 10,458 千円 ・補助的従事者 19人	●スマート農業技術（環境制御ハウス） ○共同選果施設利用

※「主な留意事項等」欄の●は、スマート農業技術や省力化技術等の新技術を導入

(2) 主たる経営者1人当たりの農業所得 800万円以上の営農類型（スーパートップランナー）

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	主な留意事項等
1	水稲+大豆+ねぎ+飼料用米 【水稲+野菜】	経営規模 =50.0ha 水稲 = 26.0ha 大豆 = 19.8ha ねぎ（ハウス軟白） = 0.2ha 飼料用米 = 4.0ha	主たる経営者の 農業所得 8,119 千円 ◇販売金額 55,734 千円 ◇農業所得 16,237 千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 3,032 千円 ・補助的従事者 7人	●スマート農業技術（直進キーブ田植機） ●省力化新技術（V溝乾田直播栽培） ○大豆・飼料用米は共同乾燥調製施設利用 ○軟白ねぎは水稲育苗ハウス後作利用
2	水稲+大豆+飼料用米 【水稲専作】	経営規模=30.0ha 水稲 =17.0ha 大豆 =12.0ha 飼料用米 = 1.0ha	主たる経営者の 農業所得 8,266 千円 ◇販売金額 39,052 千円 ◇農業所得 16,531 千円 ・基幹的従事者 2人 ◇支払労務費 978 千円 ・補助的従事者 4人	●スマート農業技術（直進キーブ田植機） ○つや姫は精米直接販売 ○大豆・飼料用米は共同乾燥調製施設利用

※「主な留意事項等」欄の●は、スマート農業技術や省力化技術等の新技術を導入

経営管理 の手法	<p>ア 経営の合理化・健全化を進めるため簿記記帳により経営と家計との分離を図る。また、青色申告の普及を図る。</p> <p>イ 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を進める。生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから地域の実情に応じて法人化の誘導を図る。</p> <p>ウ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>エ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。</p> <p>オ 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p>
農業従事 の様態等	<p>ア 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料制の導入を図る。</p> <p>イ 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。</p> <p>ウ 労働環境の快適化を進めるため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。</p> <p>エ 労働の安全性の強化を図るため、農作業環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。</p> <p>オ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修会の確保に努める。</p> <p>カ 組織経営体においては、常時従事者全員の社会保険の加入、厚生施設等の充実を図る。</p>

別紙3（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下、「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙4（第5の2（2）関係）

- 1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが適当でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1及び2の規定によって算定される額に相</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける</p>

<p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>当するように定めるものとする。</p>		<p>者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	------------------------	--	---

2 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1の①に同じ。</p>	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p>	<p>1の③に同じ。</p>	<p>1の④に同じ。</p>

	2 開発して農業用 施設用地とするこ とが適当な土地に ついては、1の② の2と同じ。		
--	---	--	--

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>1の③に同じ。</p> <p>この場合において1の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	1の④に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>